

秋田市高校生就職支援講座開催業務委託仕様書

1 目的

市内高校生を対象とした就職支援講座を開催し、就職や雇用情勢の理解、職業意識の醸成を行い、地元就職の促進や早期離職の抑制を図るもの

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3 講座概要および開催日程等

(1) 講座概要

講座	高校1年生就職支援講座	高校2年生就職支援講座	高校3年生就職支援講座
期間	10月15日～2月25日	10月29日～2月4日	7月22日～8月1日
時間	1講座当たり2時間程度		1講座当たり6時間程度(昼休1時間含)
会場	当課で指定する場所（学校、公共施設等）		
概要	早い時期から社会や地元の仕事について考える機会を設けることにより、働くことについての意識を醸成する。 また、適正な進路選択につなげる。	職業意識の啓発や、自己の職業適性の把握を行う機会を設けることにより、働き続けるための心構えを養う。 また、雇用のミスマッチによる早期離職の抑制や、地元就職の促進を図る。	自己分析、企業が求める人材の育成など就職活動上必要なスキルの習得を行うとともに、県内の就職・雇用情勢や、秋田市の魅力を理解し地元就職の促進につなげる。 また、生徒が希望する職業への就職決定や、早期離職の抑制を図る。
内容 (下線部は重要項目)	講義形式およびグループワーク等 (1) 将来の「なりたい自分」、「自分には何ができるのか」について (2) 職業意識の醸成について (3) 県内就職の状況について (4) <u>地元就職の促進とAターンについて</u> (5) その他	講義形式およびグループワーク等 (1) 自分が「就く仕事」、自分の適性について (2) 働き続けるために必要なことについて (3) <u>早期離職抑制・職場定着につながる意識啓発について</u> (4) <u>地元就職の促進とAターンについて</u> (5) その他	講義およびグループワーク、ロールプレイング等 (1) <u>地元就職の促進とAターンについて</u> (2) 学生と社会人の違い(働くことの意義、会社が求める人材等) (3) 基本的マナーの習得(姿勢、身だしなみ、挨拶・敬語等) (4) 対人能力の向上(接遇の基本、コミュニケーション能力等) (5) <u>面接での自己PRの方法(話のまとめかた、印象に残る話し方等、自己分析)</u> (6) <u>面接ロールプレイング(入室から退室までの一連の流れ、面接内容等)</u> (7) <u>早期離職抑制・職場定着につながる意識啓発</u> (8) ウェブ面接への対応について (9) その他
	※1年生から2年生へ内容がレベルアップするものとし、両者の講座内容の違いをはっきりさせること ※秋田市で働く先輩社会人を取材し、インタビュー記事をテキストに掲載すること ※市発行の就活ガイドブックを紹介し、市内企業を知る機会を設けること		

(2) 講座開催日程等

ア 高校3年生就職支援講座

	高校	開催日時	時間	生徒数	講師・スタッフ配置人数
1	聖霊学園高等学校	令和7年7月22日(火)	9:00～15:00	10人	1人
2	秋田県立新屋高等学校	令和7年7月23日(水)	9:00～15:00	27人	2人
3	秋田県立秋田明德館高等学校	令和7年7月24日(木)	9:00～15:00	30人	2人
4	秋田令和高等学校	令和7年7月29日(火)	9:30～15:30	35人	2人
5		令和7年7月30日(水)	9:30～15:30	35人	2人
6	秋田県立秋田工業高等学校	令和7年7月29日(火)	9:00～15:00	34人	2人
7		〃	9:00～15:00	34人	2人
8		令和7年7月30日(水)	9:00～15:00	34人	2人
9		〃	9:00～15:00	34人	2人
10		令和7年7月31日(木)	9:00～15:00	35人	2人
11		〃	9:00～15:00	35人	2人
12	秋田市立秋田商業高等学校	令和7年7月31日(木)	9:00～15:00	35人	2人
13		令和7年8月1日(金)	9:00～15:00	35人	2人
14	国学館高等学校	令和7年8月1日(金)	8:40～15:00	35人	2人
15	秋田県立秋田北高等学校	令和7年8月1日(金)	9:00～15:00	10人	1人
合計	8校、7日間、15講座			458人	

イ 高校2年生就職支援講座

	高校	開催日時	時間	生徒数	講師・スタッフ配置人数
1	秋田公立美術大学附属高等学院	令和7年10月29日(水)	13:20～15:10	29人	1人
2	国学館高等学校	令和7年11月19日(水)	13:10～15:00	97人	3人
3	秋田県立新屋高等学校	令和7年12月22日(月)	9:00～11:00	155人	3人
4	聖霊学園高等学校	令和7年12月24日(水)	9:00～11:00	10人	1人
5	秋田令和高等学校	令和8年1月28日(水)	13:25～15:15	70人	2人
6	秋田市立秋田商業高等学校	令和8年2月4日(水)	14:30～15:20	209人	3人
合計	6校、6日間、6講座			570人	

ウ 高校1年生就職支援講座

	高校	開催日時	時間	生徒数	講師・スタッフ配置人数
1	秋田市立御所野学院高等学校	令和7年10月15日(水)	14:30～16:20	80人	2人
2	秋田公立美術大学附属高等学院	令和7年10月22日(水)	13:20～15:10	26人	1人
3	秋田市立秋田商業高等学校	令和7年11月12日(水)	14:30～15:20	209人	3人
4	聖霊学園高等学校	令和7年12月23日(火)	9:00～11:00	10人	1人
5	秋田県立新屋高等学校	令和8年1月16日(金)	13:20～15:10	160人	3人
6	国学館高等学校	令和8年1月21日(水)	13:10～15:00	116人	3人
7	秋田県立秋田工業高等学校	令和8年2月5日(木)	9:00～10:50	35人	1人
8		〃	9:00～10:50	35人	1人
9		〃	9:00～10:50	35人	1人
10		〃	13:35～15:25	35人	1人
11		〃	13:35～15:25	35人	1人
12		〃	13:35～15:25	35人	1人
13	秋田県立秋田南高等学校	令和8年2月19日(木)	13:25～15:15	228人	3人
14	秋田令和高等学校	令和8年2月25日(水)	13:25～15:15	187人	3人
合計	9校、9日間、14講座			1,226人	

合計35講座 参加者合計2,254名 参加校11校

※実施校等の事情により、日程・人数等の変更又は中止となる場合がある。

4 業務内容

(1) 講座の開催

ア 原則、対面で実施することとする。

イ 講師・スタッフの配置人数は、以下(ア)および(イ)を基準とし、次のとおりとすること。

(ア) 3年生講座 生徒数15人までは1人以上、16人から40人までは2人以上、41人から60人までは3人以上、61人以上は4人以上

(イ) 1、2年生講座 生徒数40人までは1人以上、41人から80人までは2人以上、81人以上は3人以上

ウ 講座では受託者が作成したテキストを配布することとし、その内容については、市担当者の校正を必要とする。

エ テキストには、3(1)の各学年の講座内容を盛り込み、学年が上がるごとにレベルアップされた内容とすること。

オ テキストに係る権利は受託者に帰属するものとし、本業務以外に権利者の許諾を要する利用をしようとするときは、担当課所室と受託者で別途協議するものとする。

カ 講座開始前に実施に当たり必要な事前調整や打合せを本市の担当者および学校側と十分に行うこととする。

キ 1、2年生講座では、時間内において、市の事業説明等を15分程度実施する場合がある。

(2) 受講アンケートの実施

アンケート調査票を作成し、各講座終了時、受講生（無記名）および高校教諭へのアンケートを行い、調査結果のとりまとめ等を行う。アンケート内容は、概ね次の設問をベースに調整する。

ア 講座の感想（役に立ったか、理解できたか、講師の説明はわかりやすかったか等）

イ 就職活動の準備で大切なことは何か（3年生のみ）

ウ 受講しての「進路」（1年生）・「働くこと」（2年生、3年生）への意識の変化

エ 今後受講してみたい講座内容

オ その他、生徒と教諭の就職に対する意識の違いを分析できるような設問を工夫して設けること。

(3) 完了報告書の提出

各学年ごとの講座が完了したときは、業務完了報告書（開催報告（講座ごとの日時、会場、参加人数、担当講師等を一覧にまとめること）、アンケート結果のまとめ、当日配付資料、開催状況の写真、講座進行上の工夫、講師所感等）を提出すること。

5 個人情報取扱

- (1) 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 契約の履行に係る個人情報等の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、受託者はこれを遵守しなければならない。
- (3) (1)および(2)の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託について

ア 受託者は、業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により市の承認を受けること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

7 その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。